

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社：会社法第791条第1項および会社法施行規則第189条に基づく事後開示書面)

(承継会社：会社法第801条第2項および会社法施行規則第201条に基づく事後開示書面)

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
京王電鉄株式会社
代表取締役社長 都村 智史

東京都多摩市関戸一丁目10番地1
株式会社京王SCクリエイション
代表取締役社長 古屋 圭子

京王電鉄株式会社（以下「分割会社」という。）および株式会社京王SCクリエイション（以下「承継会社」という。）は、2024年5月7日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、分割会社が営むショッピングセンター等流通施設の運営事業を吸収分割の手法により承継会社へ承継いたしました（以下「本件分割」という。）。

つきましては、分割会社および承継会社は、会社法791条、第801条、会社法施行規則第189条、第201条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 本件分割が効力を生じた日

本件分割は、2024年7月1日に効力が生じております。

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本件分割は、会社法第784条第2項本文の簡易分割に該当するため、該当事項はございません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件分割は、会社法第784条第2項本文の簡易分割に該当するため、該当事項はございません。

(3) 新株予約権買取請求権

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

(4) 債権者異議手続

分割会社は、会社法第789条に基づき、2024年5月7日に電子公告をもって、本件

分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

承継会社に対して、会社法第796条の2第1項に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社に対して、会社法第797条第1項に基づく株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続

承継会社は、会社法第799条に基づき、2024年5月7日に日刊新聞紙でもって、本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である2024年7月1日をもって、分割会社より吸収分割契約に記載された資産、負債、契約その他の義務を吸収分割契約の定めに従って承継しました。

5. 本件分割に係る変更登記を行った日

効力発生日である2024年7月1日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上